

1 施策の目的

1 規約

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設である中井さくら園（成人部）の設置及び管理運営に関する事務。

2 運営方針

管内の 18 歳以上の契約した利用者（知的障害者）の安全と健康面に十分配慮して、個々の人間性を尊重し、その能力や特性及び発達段階に応じた個別支援を行うことで、可能な限り障害を軽減し、社会参加への適応能力を高めながら豊かな日常生活を送ってもらえるように、全職員が倫理綱領・行動規範を理解して支援する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・短期入所の受け入れに対応する体制づくりとともに、利用者の高齢化、障害特性の重度化・多様化、突発的な他害行為のある発達障害等への支援体制の強化が求められている。
- ・H30 年に新施設に移転し、地域との繋がりや構築と利用者のプライバシーや安全との適切なバランスを検討する必要がある。
- ・障害特性別にユニットになっているが、多様化が進み、介護が必要な利用者と発達障害の利用者が同じユニットに混在するなど個々への対応が困難になっている。
- ・最重度の利用者に対応する職務ということもあり、職員募集への応募が少ない上に、離職する職員も多く、慢性的に欠員が生じていることから、職場環境の悪化が進行し、魅力ある職場づくりが課題となっている。

3 これまでの取組成果と現況

- ・支援職員については、近年の障害特性が高度化・多様化したことにより、専門的知識の習得が不可欠なことから、幅広い分野での専門研修の機会が持てるように研修計画を策定し、役職を問わず実践した。
- ・重度利用者支援強化対応としての人員増を図りながら、利用者の日常生活の支援向上に努めてきた。
- ・利用者支援については、個別支援計画の充実に向け、利用者・保護者の意見を十分に取り入れるとともに、職員の周知を図り取り組んできた。

主な取組み

昭和 54 年 5 月 いじみの寮開設（定員 50 名）

平成 24 年 4 月 新体系サービス事業所（生活介護・施設入所支援）移行により、定員を 75 名に変更

平成 30 年 5 月 障害者支援施設中井さくら園として移転改築（定員 75 名、短期入所 2 名）



4 施策の目標

- ・個別支援計画の達成率（達成率 5 段階評価中、4 以上の達成者数の割合）
50%【参考値：H30 年度 15%】

5 施策の展開（事務事業）

- ・利用者が楽しみを持ちながら、社会性を身に付けるための経験や自立に向けた ADL の向上に繋がる支援計画を作成し、家庭や地域とともに取り組みます。
- ・職員間のコミュニケーションを円滑に行い、会議の簡素化や行事の見直し等の効率化に努め、より一層の利用者支援の充実に努めます。
- ・発達障害、心理ケア等の理解と知識の習得を図り、研修等により人材育成に努めます。
- ・知的、発達障害者の対応や短期入所者に対応するために職員の配置も含めた支援体制の強化に努めます。
- ・地域の方や近隣施設との交流の場を設け、地域に根ざした施設を目指します。
- ・服薬マニュアルに基づき、マニュアルを徹底し服薬事故の防止に努めます。
- ・感染症対策マニュアルに基づいた感染症の発生及びまん延の防止に努めます。
- ・栄養アセスメントに基づいた、利用者に適したバランスの良い食事を提供するとともに、行事食の充実など、楽しく食事ができる工夫を行います。

6 事務事業の目標

- ・施設内研修の実施 年 2 回【参考値：H30 年度 年 2 回】
- ・定員充足率 100%【参考値：H30 年度 90%】
- ・地域との交流の場の開催 年 2 回【参考値：H30 年度 年 2 回】
- ・重大な誤薬事故 年 0 件【参考値：H30 年度 年 3 件】
- ・利用者の感染症発症者数 年 0 人【参考値：H30 年度 年 0 人】

